

# 《 別紙 》令和2年度インセンティブ各事業の概要

事業番号	個別事業名	事業内容	委託対象者																
I	① 内航フィーダー利用促進事業	<p>【対象事業】西日本諸港と阪神港との間を定曜日にて運航する内航フィーダー航路網を令和2年度新たに構築する事業 または定曜日運航に資する目的で実施される事業</p> <p>【委託内容】業務委託料を含め協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。</p>	内航船を運航する事業者様																
	② 積替機能強化事業	<p>【対象事業】阪神港での積替えを行うバージ航路を令和2年度新たに構築する事業</p> <p>【委託内容】業務委託料を含め協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。 対象となるバージ航路は港湾運送事業法施行規則第三条に規定される別表第一の指定区間に準拠し、左記AまたはBに該当するもの ※最長3年間の継続支援</p> <table border="1" data-bbox="807 364 1381 482"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>阪神港間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>神戸港-神戸港間、大阪港-大阪港間、神戸港-大阪港</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>阪神港とその他の港湾 (和歌山県下津港、尼崎西宮港、東播磨港、姫路港間)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	阪神港間	A	神戸港-神戸港間、大阪港-大阪港間、神戸港-大阪港	B	阪神港とその他の港湾 (和歌山県下津港、尼崎西宮港、東播磨港、姫路港間)	<p>港湾運送事業法に基づく はしけ運送事業の許可を有する事業者 もしくは許可を有する事業者を主体として 構成される法人様</p>										
	種類	阪神港間																	
	A	神戸港-神戸港間、大阪港-大阪港間、神戸港-大阪港																	
	B	阪神港とその他の港湾 (和歌山県下津港、尼崎西宮港、東播磨港、姫路港間)																	
	③ 外航フィーダー利用促進事業	<p>【対象事業】東南アジア～北米間等の外貿コンテナ貨物を令和2年度新たに阪神港でトランシップする事業(日本の輸出入貨物を除く)</p> <p>【委託内容】当社が設定した額を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。</p>	外航コンテナ船社様 またはその日本代理店様 及び物流事業者様等																
④ 接続航路誘致事業	<p>【対象事業】令和2年度に新たに阪神港に寄港、もしくは増便する国際基幹航路に接続する航路</p> <p>【委託内容】当社が設定した額を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。</p>	外航コンテナ船社様またはその日本代理店様																	
⑤ 基幹航路誘致事業	<p>【対象事業】令和2年度に新たに阪神港に寄港、もしくは増便する国際基幹航路</p> <p>【委託内容】当社が設定した額を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。 ※最長3年間の継続支援</p>	外航コンテナ船社様またはその日本代理店様																	
⑥ 航路サービス拡充促進事業	<p>【対象事業】阪神港に寄港する国際基幹航路において、投入船舶が概ね1,000TEU以上大型化される事業</p> <p>【委託内容】当社が設定した額を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。</p>	外航コンテナ船社様またはその日本代理店様																	
II	⑦ 内航フィーダー貨物支援事業	<p>【対象事業】外航コンテナ船社が内航フィーダー船を利用し、かつ阪神港を経由して日本発着貨物の輸送を行う事業</p> <p>【委託内容】当事業は実入りコンテナのみ対象で、下記単価表を目安に協議の上決定し、 事業実績に応じた額をお支払い致します。</p> <table border="1" data-bbox="815 835 1373 992"> <thead> <tr> <th colspan="4">業務委託料にかかる1TEUあたりの目安となる単価</th> </tr> <tr> <th>対象貨物</th> <th>九州地方</th> <th colspan="2">その他地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仕出し地、仕向地が欧州、北米、中南米、アフリカ、豪州の貨物</td> <td>9,000円</td> <td colspan="2">6,000円</td> </tr> <tr> <td>②仕出し地、仕向地が上記以外の貨物</td> <td>3,000円</td> <td colspan="2">2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	業務委託料にかかる1TEUあたりの目安となる単価				対象貨物	九州地方	その他地方		①仕出し地、仕向地が欧州、北米、中南米、アフリカ、豪州の貨物	9,000円	6,000円		②仕出し地、仕向地が上記以外の貨物	3,000円	2,000円		外航コンテナ船社様またはその日本代理店様 (※令和2年度に内航フィーダー船を利用した阪神港経由での外貿貨物取扱数が1,000TEU以上と見込まれる事業者様が対象)
	業務委託料にかかる1TEUあたりの目安となる単価																		
	対象貨物	九州地方	その他地方																
①仕出し地、仕向地が欧州、北米、中南米、アフリカ、豪州の貨物	9,000円	6,000円																	
②仕出し地、仕向地が上記以外の貨物	3,000円	2,000円																	
⑧ 陸上貨物誘致事業	<p>【対象事業】阪神港もしくは西日本諸港と国内事業所の間を陸上輸送される外貿コンテナ貨物であって、陸上ルートにおいて、トラック、鉄道等を利用して阪神港もしくは西日本諸港に輸送され、阪神港で直接船舶への揚げまたは積みを行う事業</p> <p>【委託内容】当事業は実入りコンテナのみ対象で、下記単価表を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。 ※業務委託料の上限は1事業につき500万円</p> <table border="1" data-bbox="846 1063 1348 1263"> <thead> <tr> <th colspan="3">業務委託料にかかる1TEUあたりの目安となる単価</th> </tr> <tr> <th>対象貨物</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規、増加、転換</td> <td>5,000円</td> <td>委託対象貨物を年間50TEU以上取り扱う事業に限る</td> </tr> <tr> <td>リーファーコンテナ等を利用した農林水産物や食品等の輸出</td> <td>7,000円</td> <td>年間1TEUから受付</td> </tr> </tbody> </table>	業務委託料にかかる1TEUあたりの目安となる単価			対象貨物	金額	備考	新規、増加、転換	5,000円	委託対象貨物を年間50TEU以上取り扱う事業に限る	リーファーコンテナ等を利用した農林水産物や食品等の輸出	7,000円	年間1TEUから受付	<p>輸送依頼者様 (荷主様、フォワーダー様等) + 輸送事業者様 (輸送依頼者様からコンテナ輸送を委託し、コンテナ輸送を主体的に行う事業者様) による共同提案</p>					
業務委託料にかかる1TEUあたりの目安となる単価																			
対象貨物	金額	備考																	
新規、増加、転換	5,000円	委託対象貨物を年間50TEU以上取り扱う事業に限る																	
リーファーコンテナ等を利用した農林水産物や食品等の輸出	7,000円	年間1TEUから受付																	
⑨ 国内フェリー貨物支援事業	<p>【対象事業】阪神港に寄港する国内フェリー航路を利用して外貿コンテナ貨物を阪神港で直接船舶へ揚げまたは積みを行う事業</p> <p>【委託内容】当事業は実入りコンテナのみ対象で、1,000円/TEUを目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。 ※業務委託料の上限は1事業者につき2,000万円</p>	<p>阪神港に寄港する 国内フェリー航路を運航する船社様 (※令和2年度に阪神港経由での外貿コンテナ貨物取扱数が1,000TEU以上と見込まれる事業者様が対象)</p>																	